

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和 6 年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 3 0 日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

- ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ② 主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第 3 条 第 3 条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和 6 年 1 2 月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行)

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（共通仮設費率分の適切な設計変更）

第10条 本工事は、「農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用」の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち準備費の伐開・除根・除草等に係る経費」について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、必要となる割増し経費について、設計変更の協議をすることができる。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314776/>

（仮設トイレの洋式化）

第11条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。

2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第12条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第13条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第14条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjiyouhoukyouyuu/>

（週休2日確保工事）

- 第15条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部

〇〇農林事務所

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部

〇〇農林事務所

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

- 第16条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち、次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準又は森林整備保全事業設計積算要領（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえて変更契約を行うこと

ができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:8.19%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.44%
- 3 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料(領収書の写し等)を提示すること。
- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時に実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を、共通仮設費(営繕費)に加算して算出する。なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(別紙)

工事 特記仕様書

第1章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

1) 騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、騒音・振動を防止するための対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

2) 工事用車両が民家進入路及び民家横を通行する際には、最徐行で通行し、騒音・振動に注意するとともに防塵にも注意しなければならない。

(2) 防塵対策

工事期間中は、防塵対策に努めなければならない。

(3) 防護柵、バリケード、カラーコーン等の安全施設類の設置

工事箇所外周等に設置する安全施設類の設置にあたっては、転倒、飛散等による事故が起こらないように、十分注意し設置するものとする。

(4) 第三者の立入り禁止措置

工事現場付近における事故防止のため、一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入り禁止の標示板等を設けなければならない。

工事箇所外周等に設置する安全施設類の設置にあたっては、転倒、飛散等による事故が起こらないように、十分注意し設置するものとする。

(5) 交通安全対策

工事場所においては、付近を通行する人、自転車及び自動車等に細心の注意を図り、事故等が発生しないよう交通安全対策を徹底するものとする。

(6) 飛散防止対策

下地処理工施工時は、飛散防止対策を行わなければならない。また、表面被覆工（無機系）を吹付け工法で施工する場合、施工時に飛散防止対策を行わなければならない。

(7) 営農用水の確保

工事実施に伴い営農に支障が生じる場合には、監督職員と協議を行い、対策を講じなければならない。

なお、工事区間における通水は2027年3月25日(予定)であり、本体工事については期限までに必ず完成させなければならない。

第2章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりとする。

(1) 目地補修材

1) 目地補修用成型ゴム

次に示す機能を有する成型ゴム、又はこれと同等以上の品質を有するもので監督職員が認めたもの。

試験方法等		規格値
促進耐候性試験	JIS K 6266 試験条件：キセノンアークランプ式4,000時間(放射照度 60W/m ² 、測定波長域 300～400nm) 又は、サンシャインカーボンアーク灯式2,400 時間(放射照度 255W/m ² 、測定波長域 300～700nm、パネル温度 63℃)	ひび割れ、変色等がないこと
静的オゾン劣化試験	JIS K 6259 静的オゾン劣化試験 5.4.2.a) き裂状態観察法 試験条件：オゾン濃度 50pphm、試験温度 40℃、引張ひずみ 50%、試験時間 96 時間	JIS K 6259 付属書 1 によるき裂の評価で、A-1 を限度とする
成型ゴム露出表面の応力状態 (引張応力) ※品質規格Ⅰ型、Ⅱ型のどちらかを満足していること。	目地成型ゴム挿入工法 (品質規格Ⅰ型)の耐オゾン性試験方法(案)	FEM 解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力(又は引張歪み)が働かないこと
	目地成型ゴム挿入工法 (品質規格Ⅱ型)の耐オゾン性試験方法(案)	歪み測定又は FEM 解析等において、成型ゴム露出表面に働く引張応力(又は引張歪み)が、同種ゴムの屋外における実績以下であること
耐熱老化試験	JIS K 6257 試験条件：試験温度 70℃、試験時間 96 時間	伸び変化率-20%以内
脱落抵抗性試験	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)	1.0N/mm ² (MPa)以上
成型ゴムの圧縮永久歪み試験	JIS K 6262 試験条件：試験温度 70℃、試験時間 24 時間、試験片を圧縮する割合 25%	圧縮永久歪み 30%以下
止水性試験	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案) (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3 分間)	漏水が認められないこと

2) 接着材

次に示す機能を有する接着材、又はこれと同等以上の品質を有するもので監督職員が認めたもの。

試験方法等		規格値	
付着強度試験	JSCE-K 561 準拠 供試体：表面被覆材の代わりに接着材を所定量塗布する。 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $60\pm 10\%$ で 7 日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 サイクル数：乾湿及び温冷繰返し回数 20 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	1.5N/mm ² 以上
		低温条件	1.5N/mm ² 以上
		水中条件	1.5N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
		温冷繰返し条件	1.0N/mm ² 以上

2. 見本又は資料提出

次に示す工事材料は、原則として使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
目地補修用成型ゴム	カタログ、試験成績書	目地補修工
接着材	カタログ、試験成績書	目地補修工
プライマー	カタログ、試験成績表	表面被覆工 ひび割れ補修工 目地補修工

3. 監督職員の検査

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、検査方法は立ち会いを原則とするが、監督職員の承諾を得た場合はこの限りとししない。

材料名	検査・試験項目	備考
目地補修用成型ゴム	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査

第3章 施工

1. 一般事項

(1) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、立会いによる検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。

- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に立会願を提出する。また、確認後は施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに提出する。
- 3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- 4) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。
- 5) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
 - ①管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。
 - ②規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)	備考
目地補修工 (目地成型ゴム挿入工法)	切削幅及び深さ	初期施工段階で1箇所	各箇所	施工後
	施工状況	初期施工段階で1箇所、以降目地構造変更毎に1箇所、合計2箇所以上	各箇所	接着材塗布状況、目地挿入状況、仕上がり状況
	外観	初期施工段階で1箇所	各箇所	施工後

(2) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提出を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 水路補修工

(1) 準備工

- 1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。
また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。
- 3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 補修範囲の確認

補修範囲は、発注者が示す図面により、各補修の位置及び範囲を確認する。図面に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(3) 目地補修工（目地成型ゴム挿入）

1) 一般事項

原則として、目地は既設目地と同位置に設けることとする。

2) 目地挿入部の前処理

既設目地部の両端をコンクリートカッターで切り込んだ後、ピック等によりはつり取り、目地側壁に付着している異物を除去し表面を清掃するものとする。

コンクリートカッターを使用する場合、必要に応じ騒音及び粉塵の対策を行うものとする。

3) 湧水処理

水路側壁外から湧水がある場合は、監督職員と協議のうえ、止水処理又は導水処理を行うものとする。

4) 接着材の塗布

接着材は塗布後へうにて目地側面にむらなく塗りつけなければならない。なお、接着材の他に、目地材と接着材の馴染みを良くするためのプライマーが必要な場合は、監督職員に承諾を得るものとし、接着材塗布前に、目地側面にハケでプライマーをむらなく塗布しなければならない。

5) 目地挿入

目地は、目地部にまっすぐに挿入し、ねじれないよう留意しなければならない。

また、目地の施工は、原則として1施工目地を一本製品で挿入するものとする。

6) 段差箇所及び屈曲部の施工

目地挿入部に段差がある場合及び水路断面屈曲部にかかる場合の施工については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

7) 仕上げ

目地部端部及び折れ部の切断・接着箇所はシーリング材によりすり付け、防水（漏水）処理を行わなければならない。

第4章 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(2) 出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
目地補修工 (目地成型 ゴム挿入工 法)	切削幅	基準値：+0mm、-2mm 規格値：+0mm	各補修箇所とする。測定位置は左右 側壁中央付近の計3箇所
	切削深さ	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所とする。測定位置は左右 側壁中央付近の計3箇所
	延長	基準値及び規格値：-0 mm	各補修箇所とする。
	外観	目地材が目地部にねじれなくまっ すぐに挿入されていること。	各補修箇所とする。

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工種	撮影基準		撮影箇所
目地補修工 (目地成型ゴム挿 入工法)	切削工	施工（水路）延長概ね50～ 100mごとに3箇所(左右側壁)の割合で撮影する。50m未満 は2箇所測定する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深 さ（左右側壁）、水路側壁外からの 湧水がある場合は、止水又は導水の 状況が判別出来量に撮影する。
	目地設置	施工（水路）延長概ね50～ 100mごとに3箇所(左右側壁)の割合で撮影する。50m未満 は2箇所測定する。	施工状況、各箇所の延長を撮影す る。
		全1回	材料の総使用量がわかるもの（空 缶、梱包材等）を撮影する。